

群馬大学課外活動施設管理運営規程

平成16.4.1 制定

改正 平成18.4.1 平成25.4.1

(目 的)

第1条 この規程は、群馬大学課外活動施設(以下「課外活動施設」という。)の円滑な管理運営を行うことを目的とする。

(施 設)

第2条 課外活動に必要な施設を荒牧団地、昭和団地及び桐生団地にそれぞれ設ける。

(管 理 運 営)

第3条 課外活動施設の管理運営責任者は、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長とする。

2 課外活動施設の管理運営に関する重要事項については、学生支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

(施設の使用)

第4条 課外活動施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。